

## 共同研究契約における経費の改定について

平素より本学との産学官連携につきまして、ご理解及びご協力を賜り深く感謝申し上げます。

文部科学省及び経済産業省から「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン（平成28年11月30日 イノベーション促進産学官対話会議）」が示され、共同研究の実施におけるコスト計算の見直しを行うとともに、適切な費用負担を産業界に求めることが提唱されております。

これを受け、本学では本ガイドラインを踏まえ、平成29年4月以降の共同研究から、アワーレート方式による間接経費算定方法へ変更を行い、本学の産学連携を推進する部門の経費や、産学官連携推進機能の整備、充実等のために活用させていただいております。変更から3年が経過し、更なる共同研究強化のために経費の見直しを行い、従来のコスト積み上げ方式の契約では計上することができない研究者の「価値」に対するご配慮をさせていただく事を目的として、新設の経費を計上することといたしました。

ご理解及びご協力を賜りますようお願い申し上げます。

### ●間接経費（基礎研究促進費）の新設

本学研究者の学術的知見等への対価として、従来のコスト積み上げ方式の契約では計上することができない研究者の学術的知見等の貢献の度合いに基づき、計上させていただく経費となります。

ご負担いただいた基礎研究促進費は、共同研究を実施する教員の研究領域に関連する研究費として活用させていただきます。

※ 上記の改定は研究期間の開始日が令和2年4月1日以降の契約に適用します。

令和2年3月31日

国立大学法人広島大学  
理事（社会産学連携担当）河原 能久

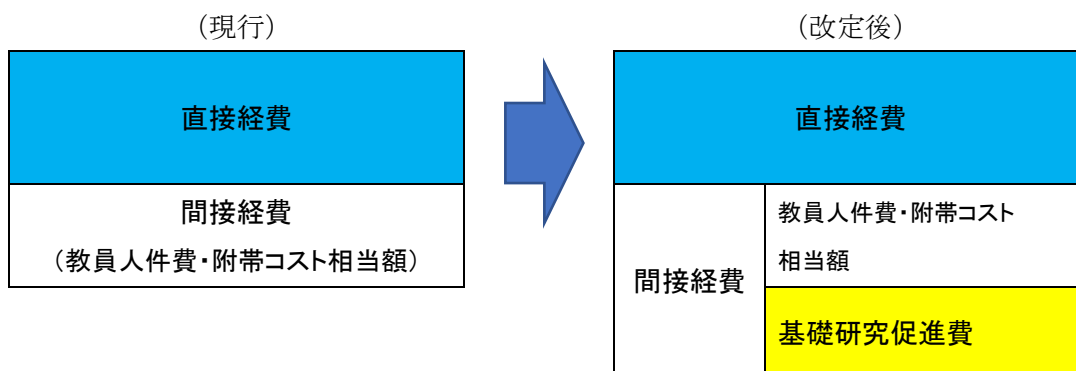
(別紙)

## 共同研究契約における経費の改定概要

### 【間接経費（基礎研究促進費）の新設】

間接経費（基礎研究促進費）とは、本学研究者の学術的知見等への対価として、従来のコスト積み上げ方式の契約では計上することができない研究者の学術的知見等の貢献の度合いに基づき、計上させていただく経費となり、共同研究を実施する教員の研究領域に関連する研究費等として活用させていただきます。

### ●基礎研究促進費の算定方法



### ○基礎研究促進費 = 基準額(A) × 知的成果貢献係数(B)

(1 共同研究/年あたり，0 千円～最大50,000 千円)

A. 学術的知見の基準額 : 500,000 円

$$= 1 \text{ 時間当たりの単価 } 5,000 \text{ 円}^{*1} \times 100 \text{ 時間 (エフォート } 5\%)^{*2}$$

\*1 学術指導単価 20,000 円 - (人件費相当額 5,000 円 + 附帯コスト 10,000 円) アワーレートの単価を準用

\*2 2,000 時間のうち共同研究従事時間 5% 相当とする

B. 知的成果貢献係数 (研究代表者の関連共同研究への学術的知見の貢献度で重みづけ)  
×1 を基準として，0～100 (小数を含む) の範囲内で共同研究先と研究者で協議して決定する。